

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 紀要投稿規程

- 第 1 条 投稿者は、四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）専任教職員就業規則に規定された教育職員および事務職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された特別任用教員（以下「専任教職員等」という。）、退職した教職員および非常勤講師就業規則に規定された非常勤講師に限る。共著の場合は、トップ・オーサーが本学専任教職員等または非常勤講師でなければならない。
- ただし、特に図書館長より依頼した場合は、この限りではない。共著の場合は、各著者が共同作業において分担した役割を明記すること。
- 第 2 条 投稿原稿は、学術的価値の高いものであり、その種別は論文、研究ノート、資料紹介、翻訳とする。翻訳については、著作権が保護されている場合は、著作権者に許諾を求め、著作権者の許諾の意思が表明されている文書を、原稿と共に提出しなければならない。
- 第 3 条 投稿原稿の使用言語は、日本語、英語に限る。ただし、題目、固有名詞、引用文、用例等については、この限りではない。なお、投稿に際して、英文原稿の場合、本文ならびに要旨については、あらかじめネイティブ・チェックを経たものとする。
- 第 4 条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表を原稿化したものは、発表の機関、場所、年月日を明記しなければならない。
- 第 5 条 投稿原稿は、査読者（学内、学外を問わない）に委嘱して査読される。査読については、「査読要綱」（別表）を定める。
- 第 6 条 投稿原稿の提出は、ワープロソフトを使用して印刷した完成原稿と原稿を入力した記録媒体とをもって行う。
- 第 7 条 和文を使用した投稿原稿は、次の（1）または（2）のいずれかとする。原稿は、止むを得ない事情がある場合を除き、横書きを標準とする。
- （1）A4版縦置き・横書き（42字×36行×1列＝1,512字）31枚以内（注・付記・図表・図版などを含む）。また本文の字数は、最低限8,000字とする。
- （2）A4版縦置き・縦書き（30字×27行×上下2段＝1,620字、段間隔は2字分）29枚以内（注・付記・図表・図版などを含む）。また本文の字数は、最低限8,000字とする。
- 第 8 条 英文を使用した投稿原稿の枚数は、A4版縦置き、Century(10.5ポイント)で、36行×1列、30枚以内（注・付記・図表・図版を含む）とする。また語数は最低限2,300語以上とする。
- 第 9 条 投稿原稿には、次の（1）または（2）のように「要旨」および「キーワード」を付すことができる。
- （1）和文の原稿には、500字前後の「要旨」と5語前後のキーワード（原稿冒頭に）、加えて英文の要旨とキーワードを付してもよい（原稿末尾に）。
- （2）英文の原稿には、10行前後の「要旨」と5語前後のキーワード（原稿冒頭に）、加えて和文の要旨とキーワードを付してもよい（原稿末尾に）。
- 第 10 条 図表は、フリーハンドによらず、レタリングセットなどを利用して墨書きまたはワープロ・図表ソフトを利用して印刷し、刷り上がりが最大1頁以内に収まるように縮小率を明記する。なお、印刷困難な図表の場合には、その変更を求めることもある。カラー印刷は、原則として使用しない。
- 第 11 条 校正は、執筆者自身が責任をもって第2校まで行う。ただし、誤字、脱字以外

の訂正は認めない。なお、図書館長は、必要に応じて、最終校正を行うこととする。

第12条 投稿原稿募集の予告は、毎年6月に行い、投稿締切は、9月末日とするが、締切日が日曜日の場合は、その前日とする。

第13条 原稿は、コピー3部（執筆者が外部の査読者を指名する場合は2部）を図書館長に提出する。その内2部は、投稿者氏名を削除すること（査読用）。

第14条 投稿原稿掲載の場合には、本誌1部と抜刷25部を上限として必要部数を贈呈する。抜刷の追加を必要とする者には、あらかじめ申し出があった場合に限り、追加作成する。ただし、その追加分は、実費を徴収する。

第15条 掲載された論文等の著作権は、著作者が保持する。

2 投稿された論文等の著作者は、当該論文に関する本学ホームページ、四天王寺大学リポジトリでの複製及び公衆送信を本学に対して許諾したものとみなす。

3 また、本学が委託する第三者を通じて複製及び公衆送信を行う場合も同様に許諾したものとみなす。

第16条 この規程の改廃は、図書委員会において検討し、図書館長が教育研究評議会へ上程し、審議を受けるものとする。

別表

査読要綱

① 査読者は、論文もしくは研究ノートの場合、主査1名および副査1名を置く。資料紹介もしくは翻訳の場合、主査1名を置く。執筆者は、自身と同じ専門分野の、現在研究活動を行っている第一線の学者を、その略歴と最近3年以内の業績（共著の場合はトップオーサーであること）を文書で示して、主査として提案することができる。学内でそれに優る専門家がない場合、図書館長はその提案を受け入れる。その主査との交渉はすべて執筆者自身が行う。上記以外の場合は、図書館長が査読者を選定する。

② 査読者は、投稿原稿に、本学において定められた「研究活動の不正行為防止規程」に定義された不正行為を発見したときは、図書館長にこれを報告する。その際、図書館長は、同規程に定められた手続きに従う。

③ 査読者は、投稿原稿の採否もしくは種別（論文、研究ノート、資料紹介、翻訳）変更などについて、図書館長に所見を報告する。その際、副査は専門分野に拘らず、主に原稿の構成や形式について所見を述べる。主査と副査とで判断が分かれた場合、図書館長は、紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）に諮る。

④ 原稿の採否や種別変更に関わる査読者の所見について、図書館長は、編集委員会に諮り、執筆者に編集委員会の結果を伝え、執筆者から具体的な反論がない場合、編集委員会の結果を基本とした措置を取る。

また、投稿原稿が本学の建学の精神に反していると編集委員会が判断した場合、掲載を拒否する。

⑤ 上記の②、③の項目に問題のない場合、査読者は、原稿執筆者にとって有益と考えられる助言、示唆などを行うことができる。また文章の不備、誤字脱字の指摘等の校正的な仕事も行う。

編集・発行要綱

① 「四天王寺大学紀要」は、「大学院紀要」「大学紀要」「短期大学部紀要」を合本として発行し、大学紀要の巻号数を記す。

② 掲載順序については、それぞれの紀要ごとに「論文」、「研究ノート」、「資料紹介」、「翻訳」の順とする。

③ また、「論文」等投稿原稿の掲載順については、大学紀要においては、人文社会学部、教育学部、経営学部、看護学部の順、短期大学部紀要においては、保育科、生活ナビゲーション学科の順とし、それぞれの学部・学科においては、教授・准教授・講師・助教・

助手の順序とし、同一職位については執筆者氏名の五十音順により掲載する。

④ なお、非常勤講師の投稿については、各紀要の最後に論文、研究ノート等の順により執筆者氏名の五十音順により掲載する。

⑤ また、和文縦書きの論文等については、この限りではない。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日より、施行する。
- 2 この規程は、昭和56年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 3 この規程は、昭和57年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 4 この規程は、昭和58年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 5 この規程は、昭和61年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 6 この規程は、昭和63年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 7 この規程は、平成7年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 8 この規程は、平成8年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 9 この規程は、平成10年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 10 この規程は、平成12年11月1日より、一部改訂し施行する。
- 11 この規程は、平成13年11月1日より、一部改訂し施行する。
- 12 この規程は、平成15年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 13 この規程は、平成16年6月15日より、一部改訂し施行する。
- 14 この規程は、平成17年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 15 この規程は、平成18年6月15日より、一部改訂し施行する。
- 16 この規程は、平成20年2月1日より、一部改訂し施行する。
- 17 この規程は、平成20年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 18 この規程は、平成26年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 19 この規程は、平成27年3月1日より、一部改正し施行する。
- 20 この規程は、平成28年4月1日より、一部改正し施行する。
- 21 この規程は、平成30年4月1日より、一部改正し施行する。
- 22 この規程は、平成31年4月1日より、一部改正し施行する。なお、第68号については、従来どおりの発行とし、第69号については、令和2（2020）年6月に投稿募集の予告を行う。
- 23 この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。

執筆要項

1. 投稿原稿のカテゴリー：
 - a. 論文
 - b. 研究ノート
 - c. 資料紹介
 - d. 翻訳
2. 使用言語： 日本語、英語
3. 書式、その他：
 - a. 日本語の原稿は横書きを標準とする。A4 版縦置き、1 ページの文字数は 1512 字 (42 字×36 行)、31 枚以内 (注、付記、図表、図版などを含む)。本文は MS 明朝 10.5 ポイント、要旨と注は 9 ポイントのフォントを使用すること。本文の字数は最低限、8000 字とする。やむをえない理由で縦書きを採用するときは (その場合は理由を原稿表紙に明記すること)、1 ページの文字数は 1620 字 (30 字×27 行×上下 2 段、段間隔は 2 文字分)、30 枚以内 (注、付記、図表、図版などを含む)。本文の字数は最低限、8000 字とする。使用フォントは横書きの場合と同じ。
 - b. 英語の原稿は A4 版縦置き、Century 10.5 ポイントで、36×1 列、30 枚以内。本文の語数は最低限、2300 語以上とする。要旨、注は 9 ポイントを使用すること (その他の書式、体裁については、既刊号の印刷ページに対応することが望ましい)。
 - c. 原稿には次のように要旨とキーワードを付することができる (9 ポイントで)。
 - (1) 日本語の原稿には 500 字前後の要旨、及び 5 語前後のキーワード (原稿冒頭に)。また英語の要旨、及びキーワードを付してもよい (原稿末尾に)。なお、英語の要旨についてはネイティブ・スピーカーの教員による添削を行なう。
 - (2) 英語の原稿には 10 行前後の要旨、及び 5 語前後のキーワード (原稿冒頭に)。また日本語の要旨、及びキーワードを付してもよい (原稿末尾に)。
 - d. 原稿には表紙を付け、表紙には次のことを明記すること (書式は自由)。

投稿原稿のカテゴリー名、表題 (副題を含む、日本語の場合は英語訳、英語の場合は日本語訳を添える。ただし、英語の表題はネイティブ・チェックを経たものとする。)、執筆者名 (振り仮名)、専門分野、所属学科、職名、連絡先 (住所、電話番号、ファクス番号、e-mail アドレス)。マイクロソフト・ワード以外のワープロソフトを使用した場合はそのソフト名、原稿を入力したフロッピーディスク、又はその他の記憶媒体の上に明記すること。

学外者との共著の場合は、共著者の専門分野、所属先、職名についても明記すること。
 - e. 表紙を除いた原稿本体にはすべてのページに通し番号を付けること。
 - f. 共著の場合は、共同執筆者のそれぞれの分担を明記し、「あとがき」として末尾に付けること (本文末尾と注の間、9 ポイントで)。

以上